

# 1-10 雇用保険

- ✓ 失業保険の額はどのくらいですか？また、失業保険を受けられる期間はどのくらいですか？
- 
- 
- ◎ 失業保険(基本手当)の1日当たりの額は、離職日において65歳未満の方の場合、離職前6か月の1日当たりの賃金のおよそ45～80%です。
- 
- ◎ 給付日数は、被保険者だった期間や離職の理由等で決まります。ただし、受給できる期間は、原則として、離職から1年間に限られます。
- 

## 雇用保険とは

- 労働者が失業した場合などに、労働者の生活の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付などを行う制度です。
- 雇用保険制度では、失業等給付に加え、雇用安定事業や能力開発事業を行っています。

## 適用事業所

- 原則として、適用労働者を一人でも雇用していると、業種や規模に関係なく雇用保険の適用事業所となり、事業主は保険加入手続をしなければなりません。

## 適用労働者

- 週の所定労働時間が20時間以上(令和10年10月1日から10時間以上)で、31日以上の雇用が見込まれる労働者は全て対象です。
- 適用労働者は、雇用形態と年齢によって、「一般被保険者」、「高年齢被保険者(マルチ高年齢被保険者)」、「短期雇用特例被保険者」、「日雇労働被保険者」の4種類に区分されます。

## 保険料

- 賃金総額に雇用保険料率を乗じた額を事業主と労働者がそれぞれ負担割合に応じて負担します。たとえば、一般的な事業の場合、令和7年4月1日～令和8年3月31日の事業主の負担は賃金総額の1000分の9で、労働者の負担は1000分の5.5となります。

## 給付の種類

- 基本手当(求職者給付): 25ページ参照
- 就職促進給付: 離職者を対象とした以下①～③の給付があります。①就業促進手当(早期に再就職し諸要件を満たした場合に支給)、②移転費(再就職にあたり、住居移転が必要と職業安定所長が認めた場合に支給)、③広域求職活動費(ハローワークの紹介で遠方の事業所まで面接や見学に行くとき、交通費や宿泊料を支給)
- 教育訓練給付: 要件を満たす離職者又は在職者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練の終了後、払った受講料等の一部が支給されます。

区分	補助率	最大補助額
①一般教育訓練	20%	10万円
②特定一般教育訓練	50%	25万円
③専門実践教育訓練	70%	56万円

②③は、訓練終了後就職などをした場合の最大補助率  
③は、上記に加え受講後賃金が上昇した場合10%上乗せし、補助率80%・年間上限64万円まで支給  
(令和6年10月1日～)

- 雇用継続給付：在職者を対象とした、育児休業給付(37ページ参照)・介護休業給付(37ページ参照)、高年齢雇用継続給付(41ページ参照)があります。
- 教育訓練休暇給付金(令和7年10月1日～)：要件を満たす在職者が教育訓練を受けるための休暇を取得する際、離職した場合に支給される基本手当の額と同じ額が最大150日支給されます。

## 基本手当(求職者給付)

- 基本手当(求職者給付)は、一般に失業保険と呼ばれるものです。離職者の失業中の生活の安定を図るために支給されます。加入期間、年齢や離職理由によって給付日数が異なります。
- 受給するための資格要件は、次の3つです。
  - ①離職によって、被保険者資格の喪失が確認されていること。
  - ②労働の意思・能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること。
  - ③離職の日以前2年間に、賃金支払の基礎となった日数が11日以上又は80時間以上(令和2年8月1日施行)ある雇用保険加入月が、通算して12か月以上(倒産・解雇(23ページ参照)・契約期間満了退職(雇止め)(22ページ参照)等)会社都合により離職された場合は、離職の日以前1年間に6か月以上)であること。
- 日額は、賃金日額(離職前の6か月の賃金の合計額を180で割った額)のおよそ50～80%(60歳以上65歳未満の方は45～80%)に相当する額です。
- 原則として、離職した日の翌日から1年間(受給期間)に限って支給されます。
- 支給される総日数(所定給付日数)は、離職理由、年齢、被保険者期間によって異なります。

被保険者 期間	1年未満	5年未満	10年未満	20年未満	20年以上
一 般 离 职 者					
全年齢	-	90日	120日	150日	
特定受給資格者(※1)、一部の特定理由離職者(※2)					
～29歳		90日	120日	180日	-
～34歳		120日		210日	240日
～44歳	90日	150日		240日	270日
～59歳		180日	240日	270日	330日
～64歳		150日	180日	210日	240日
就 職 困 難 者(※3)					
～44歳	150日		300日		
～64歳			360日		

(※1)特定受給資格者

倒産、解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた人。

(※2)一部の特定理由離職者

「雇止め」や「正当な理由のある自己都合」により離職した人を特定理由離職者というが、このうち「雇止め」により離職した人。

(※3)就職困難者

①身体障害者、②知的障害者、③精神障害者、④刑法等の規定により保護観察にされた人、⑤社会的事情により就職が著しく阻害されている人等。

■ 基本手当(求職者給付)を受給するには、離職した会社等から入手した離職票を持って、ハローワークに出頭し、求職の申込みをします(申込みをしてから通算して7日間は待期期間。自己都合退職の場合待期期間の翌日からさらに1か月間(令和7年3月31日以前に自己都合で退職した場合は2か月間。ただし、離職日からさかのぼって5年間のうちに2回以上正当な理由なく自己都合離職し受給資格決定を受けた場合または懲戒解雇された場合は3か月間)給付制限あり(※))。求職の申込みをしてから4週間後に、再度、ハローワークに出頭し、失業の認定(求職活動をしたが就職できなかったことの認定)を受けると、その4週間のうち失業していた日について、基本手当が支給されます(以後、所定給付日数がなくなるまで、又は受給期間を超えるまで、同様です)。

(※)令和7年4月以降にリ・スキリングのために教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。受講開始以降、受給資格決定日や受給資格決定後の初回認定日(初回認定日以降に受講を開始した場合は、その受講開始日の直後の認定日)までにハローワークに申し出る必要があります。

## 雇用保険に関する関係機関・相談先

- ☞ 公共職業安定所(ハローワーク) (47ページ)
- ☞ 「働く人の相談室」ほか労働相談窓口(46ページ)